

浜松市学童等災害共済制度について

1 制度について

学童等災害共済制度は、浜松市に住民登録があり、市内の小・中・特別支援学校等（義務教育期間）に在籍している児童・生徒が、学校管理下の活動をしているとき、または教育委員会に申請し、登録を受けた少年団体等の活動中等において災害を受けた場合の見舞金給付を目的としたものです。

2 学童等の団体について

学童等の団体は、市の認定を受けた地域クラブのほか、次に掲げるものをいう。

- (1) 子ども会
- (2) ボーイスカウト・ガールスカウト
- (3) 放課後児童会
- (4) 少年消防クラブ
- (5) スポーツ少年団
- (6) 市主催の文化・芸術活動を行う団体
- (7) 市主催の学校施設を利用する活動を行う団体

3 学童等の団体登録申請について

学童等災害共済の加入児童生徒が対象です。（学校で一括取りまとめ加入しています。）また、本制度への登録申請であるため、新たに共済掛金の負担はありません。団体登録用の申請様式については、浜松市のホームページ（「学童等災害共済事業」）からもダウンロードできます。

(1) 年度当初申請時提出書類

- | | |
|---------------|---------|
| ア 学童等団体登録申込書 | 第2号様式 |
| イ 団体の会則 | |
| ウ 事業計画書 | 第2号様式－1 |
| エ 会員名簿 | 第2号様式－2 |
| オ 団体役員（指導者）名簿 | 第2号様式－3 |

年度当初申請時提出書類の受付

令和8年5月29日（金）までに提出

(2) 登録内容変更時提出書類

- | | |
|-----------|---------|
| ア 事業計画変更届 | 第2号様式－4 |
| イ 会員異動届 | 第2号様式－5 |

登録内容変更時提出書類の受付

変更があった日が属する月の翌月5日までに提出

4 活動中に怪我をした時

(1) 学校管理下の活動中（部活動中や学校の登下校中を含む）の場合

学校で加入している保険で対応できることが多いため、学校にご相談ください。

(2) 学校管理下外の活動中（教育委員会に申請し、登録を受けた少年団体等の活動中）の場合

少年団体等それぞれの団体で加入している保険で対応してください。

また、歯の怪我や、180日以上治療が続く場合は本制度の支給対象となることがあるので、健康安全課へもご相談ください。（他の保険で治療費が支給される場合も本制度の支給対象となる場合があります。）

5 共済見舞金と請求について

医療機関、保護者、団体代表者が記入する書類を団体ごとに取りまとめ、健康安全課へ提出してください。見舞金申請用の請求様式、記入例については、浜松市のホームページ（「学童等災害共済事業」）からダウンロードしてください。申請方法等について、不明点がある場合は、健康安全課へご相談ください。

共済見舞金	医療機関に 記入を依頼する書類	保護者が 記入する書類	団体代表者が 記入する書類
障害見舞金 永久歯が破折又は脱落をした場合 見舞金額 5,000 円 <u>※怪我をした日から 1 年以内</u> に申請が必要	証明書		
障害見舞金 2 本以下の永久歯に 歯科補綴等を加えた場合（歯科補綴を加えたもの及び抜髄処置を行ったものをいい、歯科医師の判断に基づきこれらを行うことが確実に見込まれるものを含む。） 見舞金額 55,000 円 <u>※怪我をした日から 3 年以内</u> に申請が必要	歯牙障害報告書 証明書	支払金口座振替依頼書 共済見舞金請求書	災害報告書 共済見舞金 取りまとめ書
特別見舞金 治療に要した期間が 180 日以上の場合（医師等の指示により運動に制限を加えられたものに限る。） 見舞金額 30,000 円 <u>※怪我をした日から 1 年以内</u> に申請が必要	証明書 ※必要に応じて 医師の意見書		副申書 災害報告書 共済見舞金 取りまとめ書

（問合せ先）

浜松市教育委員会 健康安全課 保健安全グループ

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 2-1 イーステージ浜松オフィス棟 5 階

TEL：457-2422 E-mail：kenkou@city.hamamatsu-szo.ed.jp